

新JICA発足に向けた準備状況

- 
- I. 新JICAの組織
 - II. 新JICAの業務
 - III. 最近の取り組み

平成20年6月27日

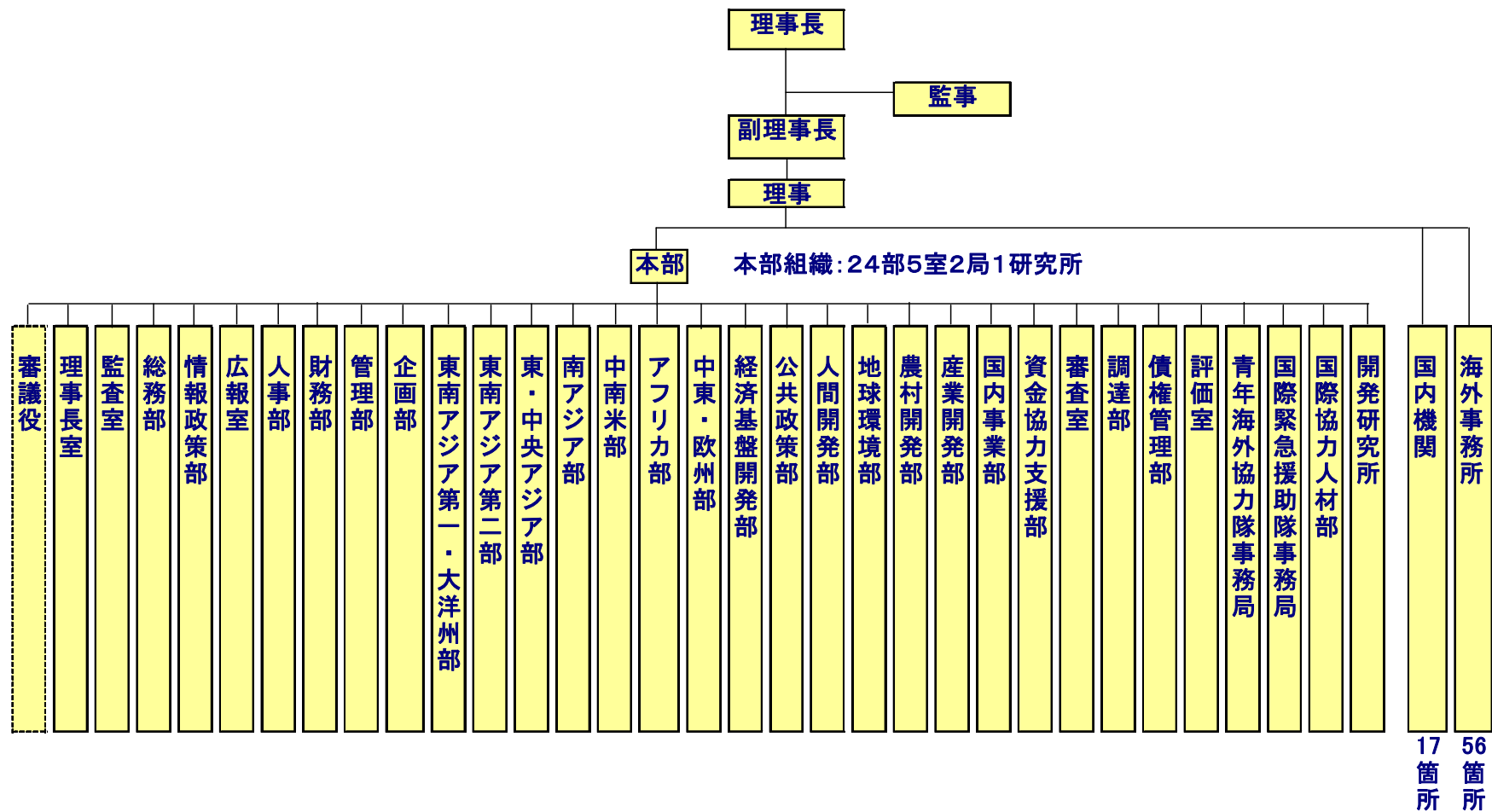
国際協力機構・国際協力銀行



I . 新JICAの組織

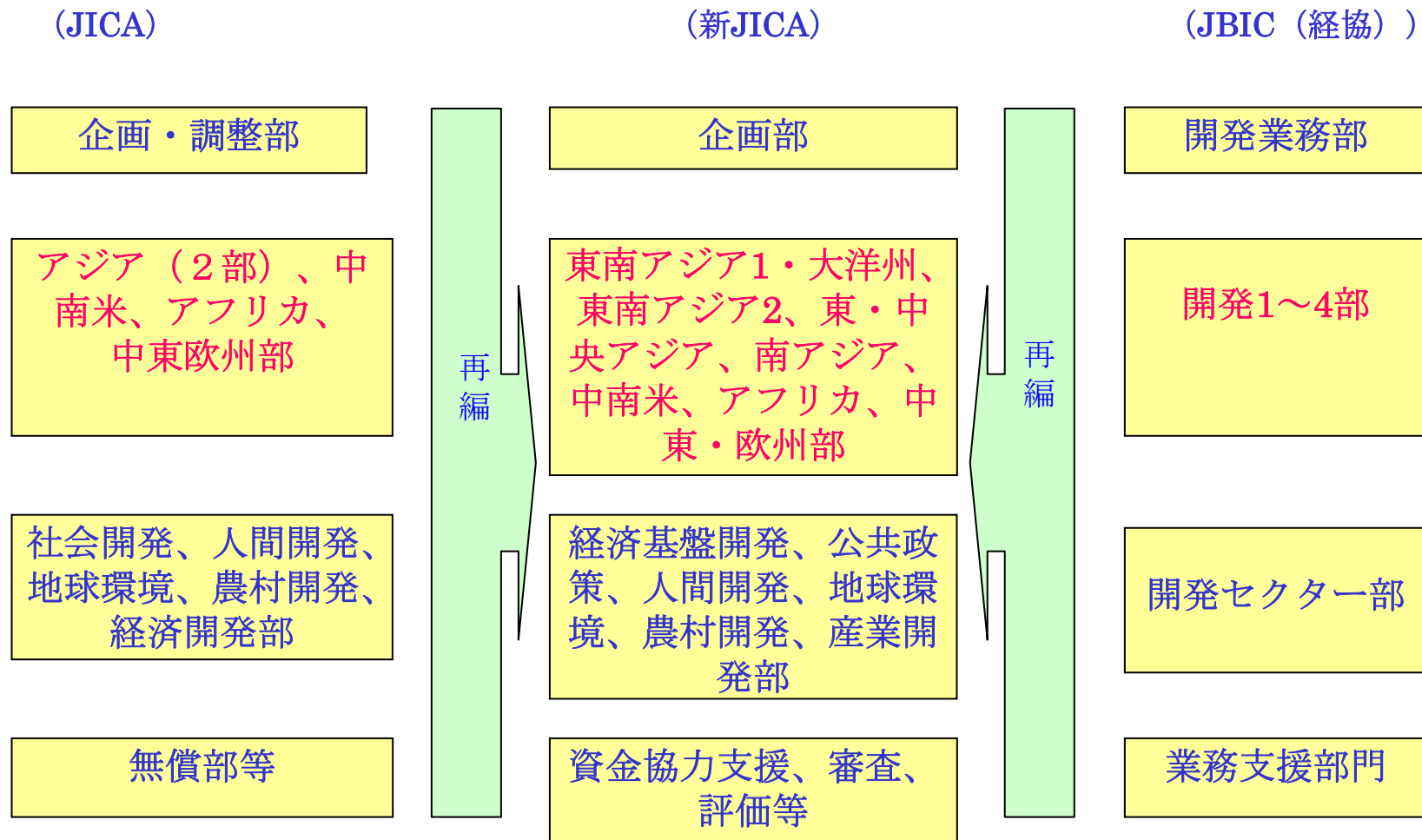
部室・事務所の体制

◆ 独立行政法人国際協力機構の組織図(協議中) (平成20年10月1日現在)



組織の融合: スキーム横断的な体制

地域担当部が司令塔となって迅速かつ効果的に援助を実施



スキーム一体運用の制度的担保(本部機能)

①地域部:

業務の司令塔

- 地域全体/国別の業務実施に係る企画、立案及び調整
- 国別援助実施方針(仮称)の策定、事業展開計画(ローリングプラン)案の作成
- 協力準備調査(仮称)の企画、立案、及び実施
- 案件に関する審査/相手国政府との合意文書の作成及び締結

②課題部:

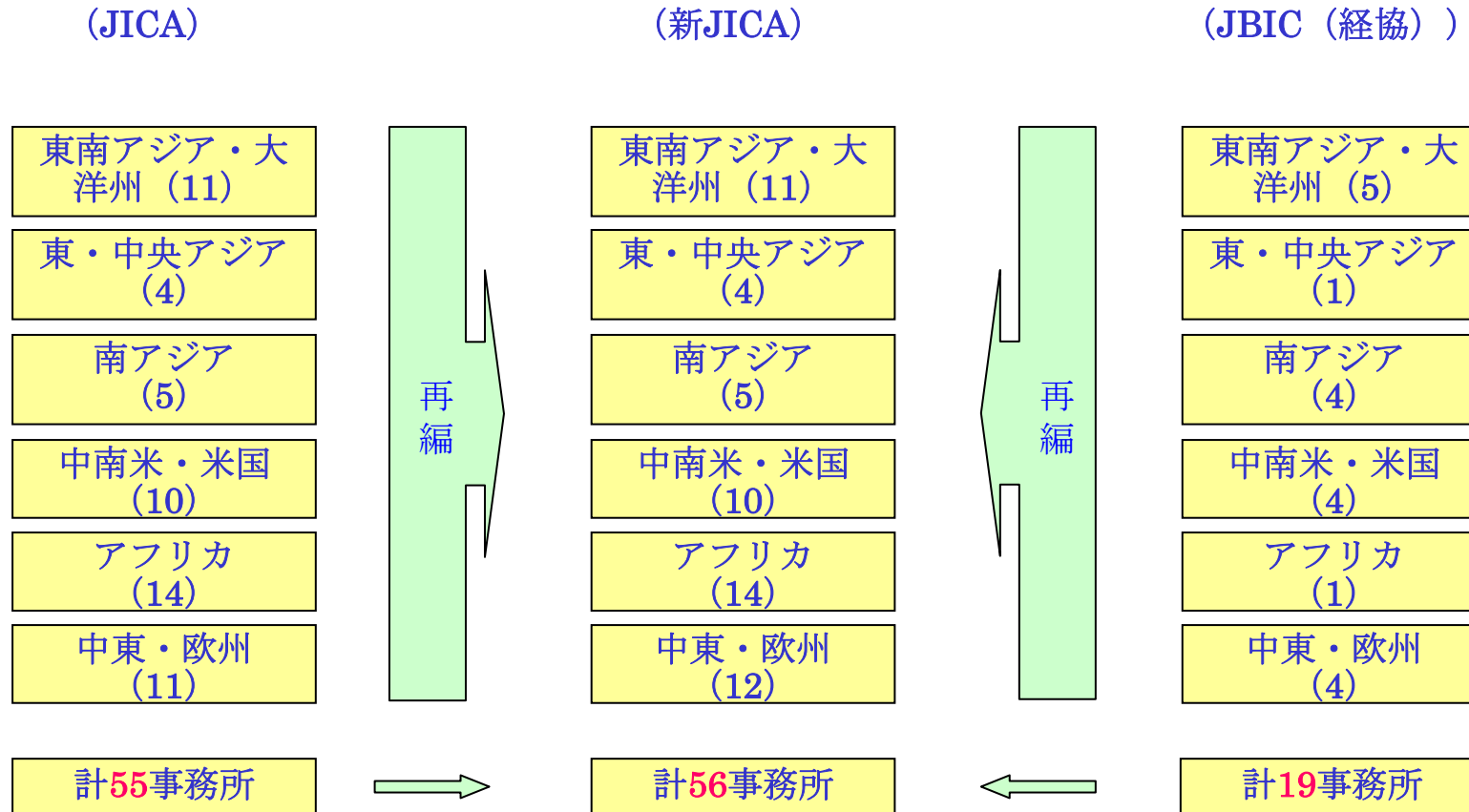
- 専門的見地からの業務の質の確保
 - ・ 課題別の知識、技術、情報等の収集、分析、蓄積及び提供
 - ・ 国別援助実施方針(仮称)の策定等に係る専門的見地からの支援
- 地域部の依頼に基づく協力準備調査(仮称)の実施

③資金協力支援部:

- 案件審査段階:無償の設計・積算に関する助言
- 実施監理段階:有償の調達監理、無償の実施監理等

海外ネットワークの維持・強化

在外事務所の統合



在外と本部の役割分担

- ▶ 在外事務所：開発の現場に所在する優位性を活かし、現場の観点から援助方針の企画・立案及び案件の発掘・形成を実施
- ▶ 本部：地域全体及び国別の業務実施に係る企画・立案・調整、並びに業務の質の確保を行い、援助方針の策定、案件採択案の作成、実施段階での重要な変更等、重要事項に係る機構としての意思決定を実施

研究所の具体的内容

1. 本来業務としての調査・研究の実施（8号業務）

2. 設立目的

- 途上国の開発課題と新JICA組織戦略への貢献
- 我が国の開発協力の経験を踏まえた国際的水準、かつ政策志向の研究による国内外への発信強化

3. 当面の研究領域と手法

- 新JICA組織戦略/国際開発潮流を踏まえて研究の領域及び対象を設定
 - 政治学、経済学等の社会科学及び最新の自然科学の理論や手法に基づく evidence basedアプローチ
- (1) 平和と開発 : 紛争予防と開発、イスラムと開発、State Building等
- (2) 成長と貧困削減 : アジアの成長経験の体系化、アフリカの開発戦略、インフラとMDGs、アフリカ民間企業成長戦略等
- (3) 気候変動 : 気候変動の緩和策及び適応策、アフリカ農業等
- (4) 援助戦略 : 東アジアの将来、援助効果実証分析、事業経験の体系化等



Ⅱ. 新JICAの業務

3つの援助手法の一体運用・統一的な案件形成プロセス

▶ 国別援助実施方針(仮称)の作成

- ・相手国の協力ニーズ及び我が国の政策(国別援助計画を含む)を踏まえ、新JICAの国別の中期的な協力戦略(3つの援助手法に共通)とその根拠、協力規模と協力計画を作成。

▶ 事業展開計画(ローリングプラン)案の作成

- ・3つの援助手法を一体的に活用し、効果的援助を実施するためのツール(現地ODAタスクフォースにて原案作成)。
- ・相手国の開発政策との調和化を進め、中期的な見通しをもって案件を形成。

▶ 協力準備調査(仮称)の導入

- ・3つの援助手法の相乗効果の発現、迅速且つ機動的な案件形成を目的。同調査の内容は、以下のとおり。
 - 特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオの形成。
 - 個別案件の発掘・形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性等の確認。

新JICAの業務と外務省との役割分担

明確な役割分担と緊密な連携

➤外務省:援助政策の策定

・海外経済協力会議の下、外交政策に沿ってODA政策の企画・立案を行い、ODAの重点課題や重点地域・国、供与目標額を設定し、機動的かつ迅速に援助を活用する。

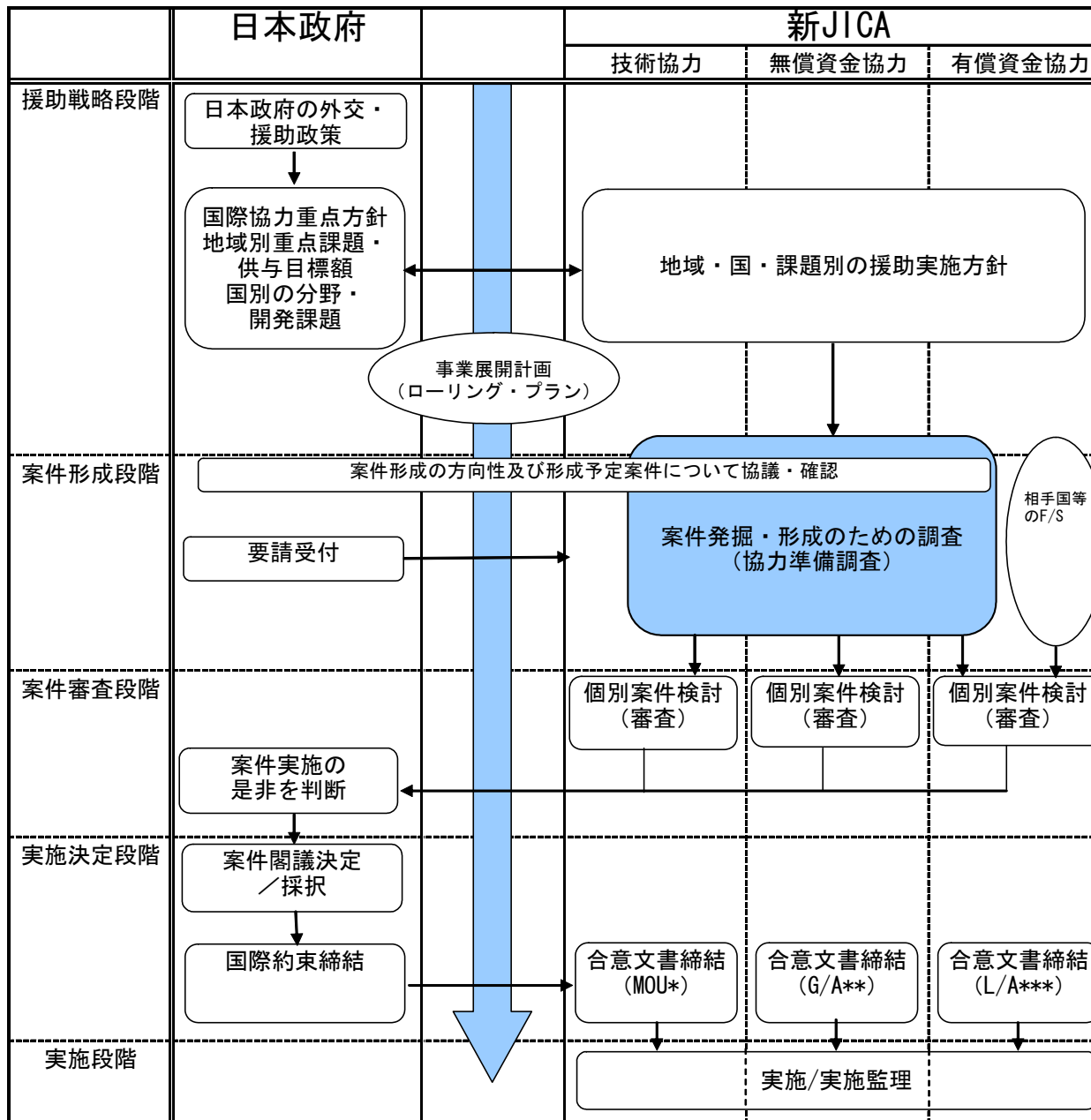
➤新JICA:援助の実施

・重要な外交手段であるODAの実施機関として、政府の政策、開発途上国の需要を踏まえ、専門的・技術的知見を最大限発揮しつつ、援助を効果的かつ効率的に実施する。

➤緊密な連携

・外務省と新JICAは、明確な役割分担の下、援助の各局面において常に緊密に連携を図り、政策から実施に至る一貫性・整合性を確保する。

新JICAの業務と外務省との役割分担



* Memorandum of Understanding 【仮称】

** Grant Agreement

*** Loan Agreement

無償資金協力の移管

JICAへ実施が移管される無償資金協力

- ◆無償にかかる事前の調査も協力準備調査(仮称)に集約し、案件形成の迅速化を実現

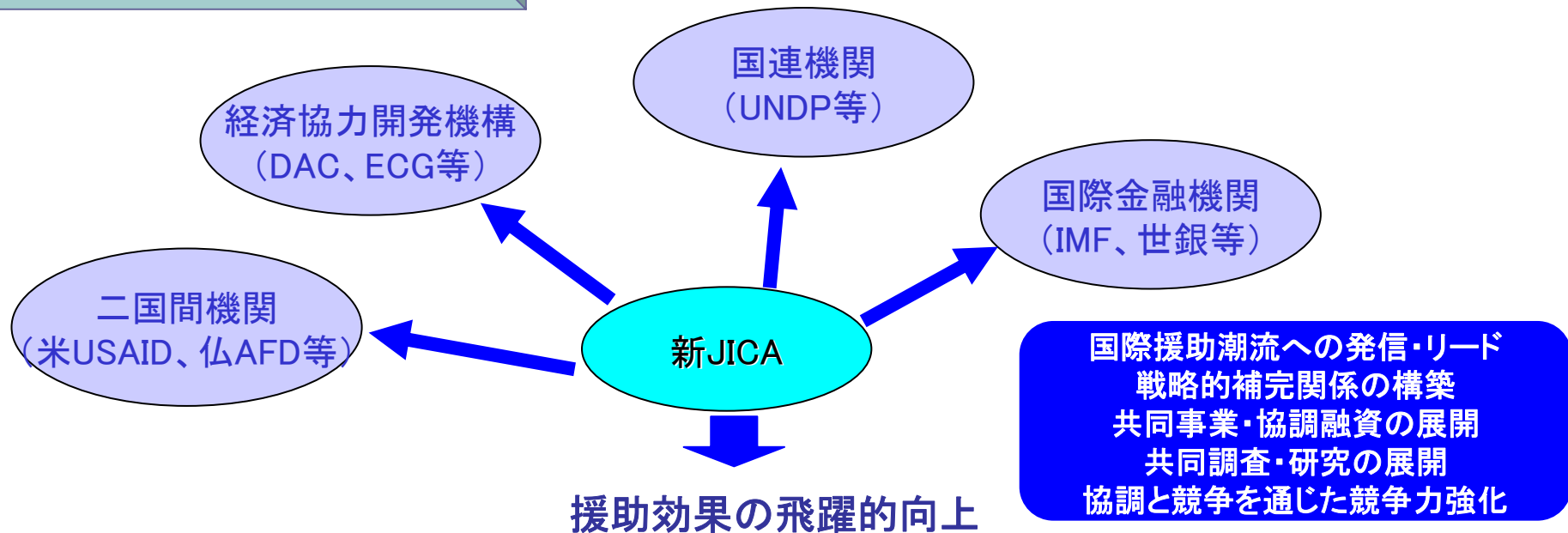
- ◆新JICAはG/A*(贈与契約)を締結、実施段階における責任が明確化(実施促進業務から実施監理業務へ)

*Grant Agreement

スキーム名	JICA実施	外務省実施
一般プロジェクト無償	○	
ノン・プロジェクト無償		○
草の根・人間の安全保障無償		○
日本NGO連携無償		○
人材研究支援無償	○	
テロ対策等治安無償		○
防災・災害復興支援無償	○	
コミュニティ開発支援無償	○	
水産無償	○	
文化無償	○	
	一般文化無償	
	草の根文化無償	○
緊急無償		○
食糧援助	○	
貧困農民支援	○	
環境プログラム無償	○	
貧困削減戦略支援無償	○	

国際機関・ドナー・NGO・他の政府機関との連携

国際機関との連携



新興ドナーとの連携

以下のような実務的な対話を通じ、戦略的パートナーシップの構築に貢献する。

- わが国援助を通じて構築された信頼関係に基づく、援助実務ノウハウの移転と援助効果の向上
- 新興ドナーとのパートナーシップによる、自国の発展経験の共有・移転
- アジアの新興ドナーとの連携による国際援助場裡への積極的発信

国際機関・ドナー・NGO・他の政府機関との連携

NGOとの連携

- NGOとの新JICAの対話の場を一元化し、定期的を実施
…幅広い業務に幅広く参加を得て、パートナーシップと透明性を向上

他の政府機関との連携

- 「政策金融改革に係る制度設計」(行政改革推進本部、平成18年6月)、改正JICA法及び日本政策金融公庫法の国会審議の際の附帯決議等を踏まえ、日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)との連携の具体策を協議中。
- ODA現地タスクフォースには、現地事情に応じ、日本大使館、新JICAに加え、JETRO、JOGMEC等も参加。



Ⅲ. 最近の取り組み

危機管理態勢・ガバナンス

- **ODA事業における事件・事故発生時の緊急対応**
 - ▶ 役職員が迅速かつ的確に初期対応を講じるための方針と手順（連絡体制等）を周知徹底、24時間待機体制の確保
 - ▶ 特にODA事業現場で事故が発生した場合の迅速な対応と適切な情報開示につき、組織的な態勢を確保

- **ODA事業関係者間の安全重視原則の徹底**
 - ▶ 国際水準に即した調達関連書類（調達ガイドライン、標準入札書類等）を相手国政府関係者、コントラクター、コンサルタント等の関係者間で共有することによる安全対策重視原則及び適切な予防措置の徹底

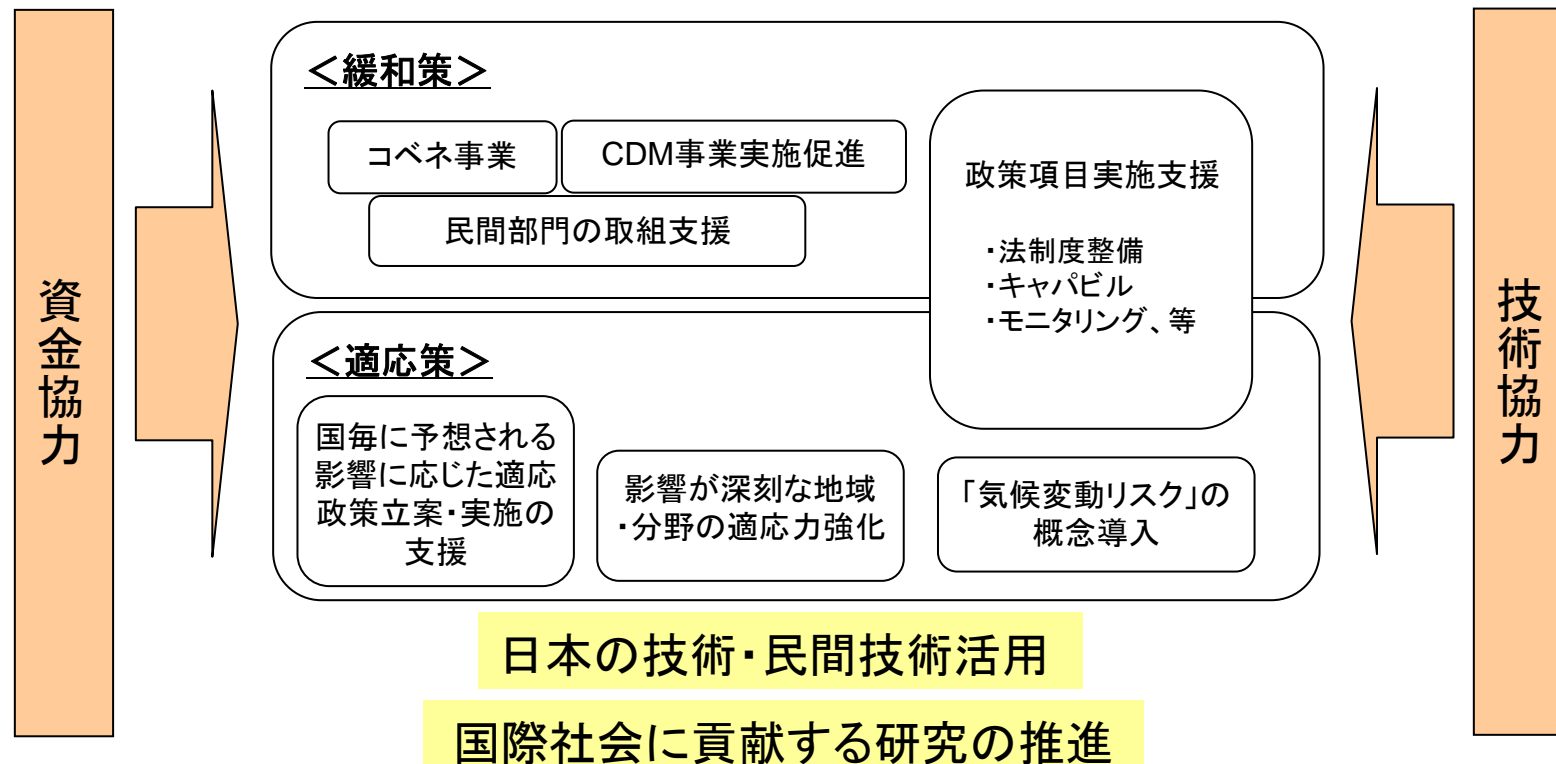
- **ガバナンス**
 - ▶ 独立した内部監査部門（監査室）、コンプライアンス委員会等を通じた内部統制体制を構築

気候変動問題に関する取り組み

■ 「気候変動に係る取り組みの方向性」(平成20年4月1日)の共同発表

- ▶ 両気候変動対策室が協働し、日本政府の「クールアース・パートナーシップ」に基づく施策を積極的に推進
- ▶ 温室効果ガスの抑制と経済成長の両立を図ろうとする途上国と日本政府の政策対話を踏まえ、分野横断的な視点を踏まえた一体的な協力を実施

新JICAの具体的な対応と方向性(イメージ)

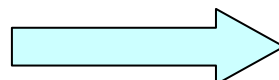


(注)コベネ事業・・・コベネフィット(相乗利益)型温暖化対策事業。途上国の開発のニーズを満たす事業を実施すると同時に、温暖化対策にも寄与する取り組み。

官民連携について

持続的開発・貧困削減のために官民が連携

連携の形態



新JICAの方向性・課題

- 「関連インフラ型」:
工場立地や資源開発の関連インフラの整備。進出企業の経営環境(人材育成、労働者の保健衛生等)の改善のための連携も含む。
 - 「PPPインフラ型」:
上下分離方式のPPP事業の「下」部分への資金協力や新たな手法開発の可能性。
 - 「政策制度改善型」:
貿易投資環境を向上させるための法制度や政策などの改善を、進出本邦企業の知見に基づき提言。
 - 「新たなフロンティア」:
CSR(企業の社会的責任)、BOP(底辺層)ビジネス、開発課題解決に有効な技術の開発・適用等との連携。
- 新たに「民間連携室(仮称)」の設置を検討
 - ▶ 民間のノウハウやネットワークが活かせる体制づくり
 - 新JICAのツールとネットワークの活用により官民連携に積極対応
 - 連携に当たっての留意点:
 - ▶ 「途上国開発」をODAの専売特許と捉えず、企業活動を含めたダイナミズムに遅れぬよう迅速に対応。
 - ▶ 公的機関としての説明責任にも配慮しつつ、途上国の経済成長の動輪である民間部門の活動に貢献。

環境社会配慮ガイドライン

■ 環境社会配慮ガイドラインの統合

- ▶新JICAでも環境面・社会面への配慮を適切に行うとともに、途上国側における環境関連の手続を明確化
- ▶各援助手法の特性を踏まえつつ、現行JICA・JBICの環境社会配慮ガイドラインの体系を一本化

■ 検討プロセス

- ▶透明性を確保したプロセスで国内・途上国の関係者から意見を聴取しながら検討。
- ▶2008年2月以降、有識者委員会で議論中。その後、パブリック・コメント、パブリック・コンサルテーションを実施予定。

■ 有識者委員会

- ▶学識経験者、NGO、産業界、日本政府からの16名の委員で構成
- ▶一般からの参加も認め、議事録・資料もすべて公開
- ▶2008年2月の設置後、6月までに7回の会合を開催